

仕 様 書

1、業 務 名

不用備品（再資源化物）の処分業務

2、業務の目的

不用となったマップロッカーを再資源化のために収集運搬し、処理を行うことを目的とする。

3、法の遵守

発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

4、対象物件

対象物件は本市で使用していたマップロッカー（金属くず）とする。

5、履行期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

6、排出場所及び数量

- ・ 東山倉庫 堺市中区東山 783 番 1
- ・ マップロッカー（キングジム 47cm×97cm×133cm）
20 台 （重量 1,400kg（金属くず））

7、業務内容

（1）収集運搬

①マップロッカーの積込・運搬

受注者は、履行場所にあるマップロッカーを、本市の指示により発注者立会いの上、運搬用車両に荷崩れしないように積込み、運搬すること。

運搬車両には、本業務の排出物以外の物と混載しないこと。

積込む際には、発注者の指示に従うこと。

受注者は排出物を途中で積替え又は保管は行わないこと。

排出物は現状のまま再利用してはならない。

また運搬用車両については、出入り口の幅員を確認すること。

②電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- i 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- ii 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。

なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

- iii 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。

- iv 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

③業務終了時の発注者への報告に関する事項

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、受渡確認票で代えることができる。

④委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

i 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

ii 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

⑤収集に関する注意事項

収集運搬許可車両による運搬日については事前に発注者と協議すること。

(2) 提出書類

①着手前（提出）

- ・業務責任者届
- ・着手届
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証

②完了後（検査時）（提出）

- ・業務完了届

・業務終了報告書（受渡確認票）

・履行確認書類

マップロッカーの搬出前、積み込み状況、搬出後の状況写真

搬入施設でのマップロッカーの荷卸し状況写真

・その他監督員の指示するもの

(3) 業務に関する機材等の負担

運搬用車両及び、積み込み用・仕分け用機材等は受注者にて準備すること。

(4) その他

当業務を施行する場合、履行場所の業務に支障なきよう、発注者の指示に従うこと。

(5) 暴力団の排除について

暴力団等の排除については、別紙1によるものとする。

8、受注者の事業範囲

受注者の事業範囲を記載した書面及び事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

9、産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

受注者は、発注者から委託された上記5の廃棄物を以下の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
住 所	
許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	
許 可 の 有 効 期 限	
許 可 番 号	
事 業 の 区 分 ・ 処 理 の 方 法	
産 業 廃 棄 物 の 種 類	
許 可 の 条 件	
事 業 場 の 名 称	
所 在 地	

10、発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

事務室の整理に伴う廃棄物で有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

なし

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

なし

(4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

なし

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

なし

(6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

なし

11、委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

処理は1回のみであるため変更なし

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

工事(業務)名

不用備品(再資源化物)の処分業務

